

多子世帯の保育料軽減を拡大します

町は、安心して子どもを生み・育てる環境づくりを目指すため、令和5年4月から多子世帯保育料減免制度を拡充します。

具体的には、下記の表のとおり、子ども（年齢制限なし）を2人以上扶養している世帯において、幼稚園・保育園・認定こども園に通園している子（3歳未満児）が第2子以降に該当した場合、保育料を無償化します。

《利用者負担額の軽減一覧》

国基準軽減＋第2子無償化（令和5年度から）

条 件		対象階層	軽減内容
国基準	ひとり親世帯及び障害者手帳等の交付を受けた者を有する世帯（兄弟の年齢制限なし）	第3階層	無料
		第4～7階層	第1子…7,000円、第2子以降…無料
新基準	親の扶養に入っている兄弟のいる世帯 【令和5年度分から適用】	第3～14階層	第2子以降…無料

《軽減例》

例1）0～2歳児2人＋小学生にきょうだい有世帯の場合

	兄弟状況	R5.3まで	R5.4から
大学生（20歳）		カウント外	
高校生			
中学生			
小4～6	👤第1子	第1子	第1子
小1～3			
3～5歳児			
0～2歳児	👤第2子 👤第3子	第2子 全額負担 第3子 1/4 負担	➡ 第2子 無料 第3子 無料

例2）0～2歳児1人＋小学生以上にきょうだい有世帯の場合

	兄弟状況	R5.3まで	R5.4から
大学生（20歳）	👤第1子	カウント外	第1子
高校生			
中学生			
小4～6	👤第2子	第1子	第2子
小1～3	👤第3子	第2子	第3子
3～5歳児			
0～2歳児	👤第4子	第3子 半額	➡ 第4子 無料

《保育料が軽減されるためには》

住民票や保育園継続利用希望調査（以下、現況届）の世帯状況を基に、多子軽減の有無を算定しております。そのため、町外に住民票を置いているお子様がいらっしゃる場合や現況届の世帯状況にお子様を記載していない場合、自動的に多子軽減の算定対象とすることができません。通知されている保育料金額が対象児童世帯の実態と異なる場合、お手数ですが下記までお問い合わせいただくようお願いいたします。

※保育料は、原則入所児童の父母の税額合計額から算定します。ただし、対象児童を税申告等で扶養している方が父母以外である場合や、家計の主宰者が父母以外である場合は、父母以外の方の税額で算定する場合があります。（町民税所得割額の計算には、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などの税額控除は適用されません。）

※年度途中で満3歳を迎え3号認定から2号認定となる場合、年度末までは3号認定の負担額が適用になります。

※修正申告等による税額の変更や世帯員の異動等が生じた場合は、保育料が変更となる場合がありますので、こども課保育係までお申し出ください。

【お問合せ先】紫波町 こども課 電話 019-672-2111